

提 言 書

平成27年10月

東近江市水道事業運営協議会

平成27年10月28日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市水道事業運営協議会
委員長 小 林 圭 介



水道事業統合に基づく水道料金の統一について（提言）

東近江市の水道事業は、更新時期を迎えつつある施設の整備や地震に備えた耐震化工事、さらには水道管の老朽化対策など多くの課題を抱えているなか、市民生活に欠かせない水道水の安全・安心で安定した供給が求められています。

これらの課題解決には、水道事業の健全な経営が不可欠であり、国の施策により平成28年度までに簡易水道事業を上水道事業に統合しなければ、これまでの財政的支援が受けられなくなるため、平成28年度に簡易水道事業（永源寺地区）を上水道事業（八日市地区、五個荘地区、能登川地区及び蒲生地区）へ統合することと併せ、水道法に同一事業の水道料金は同一でなければならないという原則が定められていることから、料金負担の公平性に鑑み、料金体系の統一に向け、過去の提言も踏まえ慎重に審議を重ねてきたところです。

当協議会として、平成28年度以降の料金について改定を実施することが必要であるとの結論で一致しましたので、下記のとおり提言いたします。

記

1 料金統一による料金改定

(1) 八日市地区、五個荘地区、能登川地区及び蒲生地区（上水道地区）

平成22年8月の提言により平成23年度に4地区それぞれの料金体系を二つの体系（八日市・五個荘地区と能登川・蒲生地区）に改定されており、同提言のとおり平成28年4月に統一料金に改定する。（資料Ⅰ及び資料Ⅱ）

(2) 永源寺地区

平成25年9月の提言を受け上水道地区の料金に統一する。ただし、統一料金との格差が大きいことから、激変緩和措置として平成28年度及び平成30年度にそれぞれ改定し、平成30年度には上水道地区の料金に統一する。（資料Ⅰ及び資料Ⅱ）

(3) 料金の改定率

ア 平成28年度改定率

全地区平均 [1.77%] (資料Ⅲ)

内訳 八日市・五個荘地区 [5.51%]

能登川・蒲生地区 [△6.11%]

永源寺地区 [16.68%]

イ 平成30年度改定率

永源寺地区 [14.83%] (資料Ⅲ)

2 料金改定の実施時期

料金改定の実施時期については、平成28年度改定は平成28年4月1日とし、改定後の料金の適用は平成28年5月定期検針分からとする。また、平成30年度改定については、平成30年4月1日とし、改定後の料金の適用は平成30年5月定期検針分からとする。

3 料金改定についての意見

人口の減少及び節水機器の普及並びに節水意識の向上から、使用水量は減少傾向にあり、これによる料金収入の減少は今後も続くものと予想され、収入が減少傾向にあるなか、統合による新たな施設整備事業及び更新時期を迎えつつある施設や水道管の大規模な修繕と更新、さらには大規模地震に備えた耐震化等の整備事業の実施が今後必要となります。また、支出の多くを占める県水の受水費は、平成28年度及び平成33年度に増額の改定が予定されており、財源確保が課題となっています。

このような状況のもと、料金改定に当たって、以下の意見を付記します。

- (1) 水道事業は大切なライフラインであり、持続可能な経営の確保のためには、長期的な視点から事業全般の効率化を目指した中長期的な経営計画を立て、経営の健全化を図ること。
- (2) 施設整備に係る主な財源である企業債の借入については、後年度に過度の負担とならないよう適切な水準を維持するとともに、効率的かつ低コストでの整備を図ること。
- (3) 経営効率の低い簡易水道事業を独立採算で運営している上水道事業に統合することとなるが、簡易水道事業の赤字部分全てを上水道事業で賄うことは経営が大きく圧迫されることとなるため、これまで一般会計から簡易水道事業特別会計へ繰入されていた額と同程度の額を一般会計から上水道事業会計に補填を図ること。
- (4) 料金統一と安全・安心な水の安定供給には、今回の料金改定はやむを得ないものであるが、使用者に対しては負担増を求めることとなるため、今後、さらなるサービス向上に取り組むとともに、有収率の向上を始めとする経費の削減について、なお一層の経営努力に努めること。

資料 I

水道の料金改定（地区別）

八日市・五個荘地区

【現 行】

(税抜、単位:円)

メーターの 口径/用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	使用水量	料 金	
φ13	10m ³ まで	1,477	148
φ20	15m ³ まで	2,215	148
φ25	30m ³ まで	4,972	162
φ30	50m ³ まで	8,286	162
φ40	100m ³ まで	16,572	162
φ50	150m ³ まで	24,858	162
φ75	300m ³ まで	49,715	162
φ100	500m ³ まで	82,858	162
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	1,572+使用水量×334		

能登川・蒲生地区

【現 行】

(税抜、単位:円)

メーターの 口径/用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	使用水量	料 金	
φ13	10m ³ まで	1,753	167
φ20	15m ³ まで	2,629	167
φ25	20m ³ まで	3,650	170
φ30	50m ³ まで	9,000	170
φ40	100m ³ まで	18,000	170
φ50	110m ³ まで	20,000	170
φ75	150m ³ まで	27,300	170
φ100	300m ³ まで	54,000	170
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	1,572+使用水量×334		

八日市、五個荘、能登川及び蒲生地区

【平成28年度改定 (案)】

(税抜、単位:円)

メーターの口径/用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	使用水量	料 金	
φ13	10m ³ まで	1,570	157
φ20	15m ³ まで	2,360	157
φ25	30m ³ まで	5,140	165
φ30	50m ³ まで	8,570	165
φ40	100m ³ まで	17,140	165
φ50	150m ³ まで	25,720	165
φ75	300m ³ まで	51,430	165
φ100	500m ³ まで	85,720	165
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	1,572+使用水量×334		

永源寺地区
【現 行】

(税抜、単位:円)

口 径	基本料金		超過料金	
	使用水量	料 金	使用水量	料 金 (1 m ³ につき)
φ13	10m ³ まで	1,334	10m ³ を超え50m ³ まで	105
			50m ³ を超え100m ³ まで	115
			100m ³ を超えるもの	124
φ20	20m ³ まで	2,667	20m ³ を超え50m ³ まで	105
			50m ³ を超え100m ³ まで	115
			100m ³ を超えるもの	124
φ25	30m ³ まで	4,572	30m ³ を超え50m ³ まで	105
			50m ³ を超え100m ³ まで	115
			100m ³ を超えるもの	124
φ40	60m ³ まで	9,143	60m ³ を超え100m ³ まで	115
			100m ³ を超えるもの	124
φ50	100m ³ まで	15,239	100m ³ を超えるもの	124

【平成28年度改定 (案)】

(税抜、単位:円)

メーターの 口径/用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)
	使用水量	料 金	
φ13	10m ³ まで	1,460	130
φ20	15m ³ まで	2,520	130
φ25	30m ³ まで	4,860	140
φ30	50m ³ まで	8,180	140
φ40	100m ³ まで	13,150	140
φ50	150m ³ まで	20,480	140
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	1,572+使用水量×334		

【平成30年度改定 (案)】

(税抜、単位:円)

メーターの 口径/用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)
	使用水量	料 金	
φ13	10m ³ まで	1,570	157
φ20	15m ³ まで	2,360	157
φ25	30m ³ まで	5,140	165
φ30	50m ³ まで	8,570	165
φ40	100m ³ まで	17,140	165
φ50	150m ³ まで	25,720	165
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	1,572+使用水量×334		

資料Ⅱ
水道の料金改定（口径別）

【現 行】

【平成28年度改定（案）】

(税抜、単位:円)

(税抜、単位:円)

メーターの口径/用途	地区	基本料金		超過料金 (1㎡につき)	メーターの口径/用途	地区	基本料金		超過料金 (1㎡につき)
		使用水量	料金				使用水量	料金	
φ13	八日市 五個荘	10㎡まで	1,477	148	φ13	八日市 五個荘 能登川 蒲生	10㎡まで	1,570	157
	能登川 蒲生	10㎡まで	1,753	167		永源寺	10㎡まで	1,460	130
	永源寺	10㎡まで	1,334	10㎡を超え50㎡まで 105 50㎡を超え100㎡まで 115 100㎡を超えるもの 124					
φ20	八日市 五個荘	15㎡まで	2,215	148	φ20	八日市 五個荘 能登川 蒲生	15㎡まで	2,360	157
	能登川 蒲生	15㎡まで	2,629	167		永源寺	15㎡まで	2,520	130
	永源寺	20㎡まで	2,667	20㎡を超え50㎡まで 105 50㎡を超え100㎡まで 115 100㎡を超えるもの 124					
φ25	八日市 五個荘	30㎡まで	4,972	162	φ25	八日市 五個荘 能登川 蒲生	30㎡まで	5,140	165
	能登川 蒲生	20㎡まで	3,650	170		永源寺	30㎡まで	4,860	140
	永源寺	30㎡まで	4,572	30㎡を超え50㎡まで 105 50㎡を超え100㎡まで 115 100㎡を超えるもの 124					
φ30	八日市 五個荘	50㎡まで	8,286	162	φ30	八日市 五個荘 能登川 蒲生	50㎡まで	8,570	165
	能登川 蒲生	50㎡まで	9,000	170		永源寺	50㎡まで	8,180	140
	永源寺								
φ40	八日市 五個荘	100㎡まで	16,572	162	φ40	八日市 五個荘 能登川 蒲生	100㎡まで	17,140	165
	能登川 蒲生	100㎡まで	18,000	170		永源寺	100㎡まで	13,150	140
	永源寺	60㎡まで	9,143	60㎡を超え100㎡まで 115 100㎡を超えるもの 124					
φ50	八日市 五個荘	150㎡まで	24,858	162	φ50	八日市 五個荘 能登川 蒲生	150㎡まで	25,720	165
	能登川 蒲生	110㎡まで	20,000	170		永源寺	150㎡まで	20,480	140
	永源寺	100㎡まで	15,239	124					
φ75	八日市 五個荘	300㎡まで	49,715	162	φ75	八日市 五個荘 能登川 蒲生	300㎡まで	51,430	165
	能登川 蒲生	150㎡まで	27,300	170		永源寺			
	永源寺								
φ100	八日市 五個荘	500㎡まで	82,858	162	φ100	八日市 五個荘 能登川 蒲生	500㎡まで	85,720	165
	能登川 蒲生	300㎡まで	54,000	170		永源寺			
	永源寺								
公衆浴場用	八日市 五個荘 能登川 蒲生 永源寺	50㎡まで	5,500	100	公衆浴場用	八日市 五個荘 能登川 蒲生 永源寺	50㎡まで	5,500	100
臨時用	八日市 五個荘 能登川 蒲生 永源寺	1,572+使用水量×334			臨時用	八日市 五個荘 能登川 蒲生 永源寺	1,572+使用水量×334		

【平成30年度改定 (案)】

(税抜、単位:円)

メーターの 口径/用途	地 区	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)
		使用水量	料 金	
φ13	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	10m ³ まで	1,570	157
φ20	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	15m ³ まで	2,360	157
φ25	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	30m ³ まで	5,140	165
φ30	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	50m ³ まで	8,570	165
φ40	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	100m ³ まで	17,140	165
φ50	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	150m ³ まで	25,720	165
φ75	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	300m ³ まで	51,430	165
φ100	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	500m ³ まで	85,720	165
公衆浴場用	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	50m ³ まで	5,500	100
臨時用	八日市 五個荘 能登川 蒲源寺 永源寺	1,572+使用水量×334		

付記 平成30年度改定は、永源寺地区のみの改定である。

資料Ⅲ

料金改定率算出に関する資料

平成28年度

(税抜、単位：千円、%)

地区	平成26年度 調定額 ①	平成28年度 試算額 ②	増減額 ③ (②-①)	改定率 ③/①
八日市・五個荘	993,295	1,048,025	54,730	5.51
能登川・蒲生	637,729	598,771	△ 38,958	△ 6.11
永源寺	88,165	102,875	14,710	16.68
合計	1,719,189	1,749,671	30,482	1.77

平成30年度

(税抜、単位：千円、%)

地区	平成28年度 試算額 ①	平成30年度 試算額 ②	増減額 ③ (②-①)	改定率 ③/①
永源寺	102,875	118,136	15,261	14.83

付記

- 1 平成26年度調定額は、平成26年4月分から平成27年3月分における使用料金の実績を明記。
- 2 平成28年度試算額及び平成30年度試算額は、平成26年4月分から平成27年3月分における使用実績を新料金で計算した額を明示。

東近江市水道事業運営協議会の開催経過

(平成27年度)

第1回東近江市水道事業運営協議会

開催日時 平成27年7月8日(水) 19:00～
出席者 12名(欠席者2名)、事務局(部長、次長、課長他4名)
内容 料金統一に向けての水道料金改定について

第2回東近江市水道事業運営協議会

開催日時 平成27年8月4日(火) 19:00～
出席者 12名(欠席者2名)、事務局(部長、次長、課長他4名)
内容 料金統一に向けての水道料金改定について

第3回東近江市水道事業運営協議会

開催日時 平成27年9月16日(水) 19:00～
出席者 13名(欠席者1名)、事務局(部長、次長、課長他4名)
内容 提言書について